燕市·弥彦村水道事業統合協議会規約

(設置及び目的)

第1条 燕市と弥彦村(以下「関係市村」という。)は、水道事業の統合に向けた協議に関する覚書第1条に基づき、関係市村の水道事業の経営基盤強化を図ることを目的として、水道事業の統合に向けて協議を行うため、燕市・弥彦村水道事業統合協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 水道事業広域化基本計画の策定に関すること。
 - (2) 経営の主体に関すること。
 - (3) 統合の時期に関すること。
 - (4) 経費の負担に関すること。
 - (5) 水道料金に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織等)

- 第3条 協議会は、関係市村の長及び副市村長をもって組織する。
- 2 会長には燕市長、副会長は弥彦村長の職にあるものをもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(連絡調整会議)

- 第5条 協議会に連絡調整会議を置き、会議は、座長が招集する。
- 2 連絡調整会議は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。
- 3 連絡調整会議は、燕市の水道局長及び弥彦村の建設企業課長の職にあるもののほか、 担任事務に関係する市村の職員をもって構成する。
- 4 連絡調整会議に座長を置き、燕市水道局長をもって充てる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、燕市水道局経営企画課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。